

四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託仕様書

1 業務名

四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託

2 履行場所

四日市市（北部エリアもしくは南部エリア）

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 業務の目的

家庭環境の変化等により、困難を抱えるこどもとその家族を定期的に訪問し、食料品の提供等を行いながら、見守りを実施し、児童虐待の未然防止を図る。

5 委託業務の内容

（1）対象世帯

事業対象者は四日市市内に居住しており、市が見守りや生活支援等が必要であると認める18歳未満（高校生含む。）の児童（以下「対象児童」という。）のいる世帯とし、かつ本事業の利用を希望する世帯とする。

（2）人員体制

受託者は次のとおり人員体制を整えること。①と②を同じ者が兼務しても構わない。なお家庭訪問を行う場合は必ず2名以上で訪問できる体制とすること。

①運営責任者

事業の企画や管理、四日市市との調整、問い合わせ等の対応、個人情報の管理監督を担当する者を1名以上配置すること。

②訪問・相談支援員

利用世帯へ家庭訪問し対象世帯との連絡調整等を担当する者を2名以上配置すること。

【訪問・相談支援員の要件】

以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれかにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により

罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童
虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者
欠格事由については、受託者にて申告書等により確認することとする。

（3）業務内容

受託者は、四日市市からの指示及び四日市市支援対象児童等見守り強化事業マニュアル
に従い、事業を実施すること。

- ① 四日市市から指示があった家庭について、利用世帯へ週 1 回程度（年 48 回程度
とする）の家庭訪問を行い、対象児童や保護者等に見守りを行うこと。また、特に
四日市市から指示があった家庭について、学習等支援を併せて行うこと。なお見守
りを開始するにあたり各家庭への初回の家庭訪問は四日市市こども家庭センター
職員と同行して行うものとし、この初回の家庭訪問に関して委託料は支払わない。
- ② 対象世帯への食事や食材、物品を提供すること。提供にあたっては、対象世帯内の
児童に対して行い、原則として手渡しとする。食事や食材の提供については対象児童
の年齢に応じて配食量の増減やミルク、離乳食を提供する等調整を行うこと。物品の
提供については、事前に四日市市に協議の上、学用品や衛生用品等を提供すること。
- ③ 四半期毎の中間報告及び年度終了時には業務完了報告を行うこと。なお、緊急性が
高い事態の発生や、そのおそれがある場合、その他、四日市市が求めた場合はすみや
かに四日市市へ報告し、対応を協議すること。
- ④ その他、四日市市から指示する上記①～③に関連する業務を行うこと。

（4）担当エリア

担当エリアは以下の地区のとおりとする。ただし、四日市市との協議の上で、担当エ
リア以外へも家庭訪問する場合がある。

北部エリア

保々地区、下野地区、八郷地区、大矢知地区、富田地区、富洲原地区、県地区、三
重地区、海蔵地区、羽津地区、橋北地区、神前地区、中部地区

南部エリア

桜地区、川島地区、常磐地区、水沢地区、小山田地区、四郷地区、内部地区、日永
地区、河原田地区、塩浜地区、楠地区

6 契約方法

（1）単価契約

単価契約とする。

（2）事業規模の上限（予定）

予算規模から想定して対象世帯数の上限を 25 世帯、支援対象児童数は 50 人を見込

んでいるが、予算規模内であれば、想定を超える場合がある。

7 実績報告等

事業実施中においては四半期の終了毎に、四日市市こども家庭センターに来所し、事業実施報告を行うこと。なおこの報告は四半期終了毎に翌月（7月、10月、1月）末までに行うこととする。また、事業完了時においても、すみやかに来所し、四半期毎の事業実施報告及び事業完了報告書を提出すること。

8 委託料の支払い

委託料は四半期毎の実績払いとする。

9 その他

- (1) 受託者が本業務の全部を第三者に委託することを禁止する。業務の一部を委託する際は本市と協議のもと、許可を得た業務については一部を再委任できるものとする。
- (2) 受託者は、四日市市と連絡（打合せのほか、必要に応じて、電話・電子メール等でやり取りを行う）を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。
- (3) 対象児童や保護者等より個別に依頼を受け、受託者の判断において対応した事項については委託料を支払わないものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については四日市市と受託者双方協議して対応するものとする。
- (5) 受託者は、従事者に対し、児童虐待や子どもの権利等の認識を深めるように努めるものとする。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

① 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

② 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア. 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注

所属へ報告し、警察への捜査協力をを行うこと。

- イ. 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ウ. ①、②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

① 対応要領に沿った対応

- ア. この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるものほか、四日市市障害を理由とする差別の解消の推進する条例（平成30年条例第32号。以下「条例」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- イ. (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、条例に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

② 対応指針に沿った対応

上記①に定めるものほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託

し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものも含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うも

のとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取り扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。